

令和5年3月8日

事業主 殿

倉庫業健康保険組合

令和5年度の健診の実施について

時下、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃、組合の事業につきましては格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、組合では、令和5年度の健診について下記のように実施することといたします。各種健診の実施概要をご理解いただき、多くの方が受診されますよう、事業主、健保委員の皆様のご協力をお願いいたします。

また、被保険者・被扶養者向けに「令和5年度 各種健診受診要領」を添付いたしましたのでご活用ください。

【インボイス制度について】

当組合が実施する健診の受診者一部負担金に係る消費税につきましては、内税（税込）となります。

当該消費税は「課税仕入等に係る消費税額（支払消費税）」に該当となりますので、受診者一部負担金を福利厚生費として支出されている場合、受診する医療機関がインボイス登録事業者（適格請求書発行事業者）であるかお確かめのうえ、ご予約されることをお勧めします。

記

1. 令和5年度に実施する健診種別・受診資格者

- (1) **簡易生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
全年齢の被保険者・被扶養者
- (2) **生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
35歳以上（平成元年3月31日までに生まれた者）の被保険者・被扶養者
- (3) **婦人生活習慣病健診**（独自契約・東振協委託契約により実施）
35歳以上（平成元年3月31日までに生まれた者）の女性の被保険者・被扶養者
- (4) **人間ドック**（独自契約・東振協委託契約・健保連指定健診機関により実施）
40歳以上（昭和59年3月31日までに生まれた者）の被保険者・被扶養者
- (5) **特定健診**（東振協委託契約・健保連指定健診機関により実施）
40歳以上（昭和59年3月31日までに生まれた者）の被扶養者のみ

- ※ 被保険者・被扶養者共に同じ検査項目で実施します。
- ※ **健診受診日に、被保険者・被扶養者それぞれの資格を有している必要があります。**
したがって、申込後であっても、受診当日までに資格を喪失した場合は受診できません。
- ※ 組合の健診は、組合独自契約健診機関、東振協委託契約健診機関、健保連指定健診機関のいずれかで実施いたします。

2. 検査項目

各健診種別の検査項目については、別紙資料第1-1「健診検査項目比較表」にてご確認ください。

(1) 選択可能な検査項目について

① 上部消化管（胃）検査

実施可能な健診機関において、生活習慣病健診、婦人生活習慣病健診、人間ドックの上部消化管（胃）については、バリウム検査、ABC検診、ペプシノーゲン検査のいずれか1項目を実施する選択制となります。

ただし、健保連契約の人間ドックにつきましては、原則バリウム検査となります。

② 乳房検査

婦人生活習慣病健診（施設）の乳房検査については、実施可能な健診機関においてエコー、マンモグラフィのいずれかをお選びいただけます。

ただし、会場別婦人生活習慣病健診につきましてはエコーのみの実施となります。

(2) 子宮細胞診について

婦人生活習慣病健診（施設）で実施する子宮細胞診は、原則「医師採取」にて行いますが、一部の健診機関では「医師採取」を実施しておらず、「自己採取」にて行います。このような医療機関については「実施健診機関一覧表（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）」の備考欄に記載がございますのでご確認ください。

また、**子宮細胞診のキャンセルをご希望の場合は、選択可能な実施項目とあわせて予約時に医療機関にお伝えください。**

3. 健診費用（事業主負担・受診者負担・組合補助額）

各健診種別ごとの健診費用は別紙資料第1-2「健診一部負担金額一覧表」よりご確認ください。

組合で補助する健診は、法定健診・一般健診に関わらず、**被保険者・被扶養者1人につきそれぞれ年度内1回となります。年度内に2回以上実施する場合は、2回目以降は全額自費扱いとなります。**

4. 各健診種別の実施方法

健診種別や受診地域（首都圏・地方）により実施方法や実施時期が異なります。各健診種別ごとの実施方法については表2にまとめておりますのでご確認ください。また、実施方法の詳細は以下のとおりです。

(1) 施設健診

組合が指定する健診機関にて受診する健診です。下記の健診種別を実施します。実施

健診機関については、組合ホームページ「実施健診機関一覧表（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）」、「実施健診機関一覧表（人間ドック）」にてご確認ください。

なお、各年度によって契約健診機関が変更となっておりますのでご注意ください。

※組合ホームページを確認できない場合は、保健事業課までご連絡ください。

※健保連契約の人間ドック実施健診機関一覧については、令和5年4月10日（月）以降、組合ホームページよりご確認ください。

①簡易生活習慣病健診

首都圏における簡易生活習慣病健診は、原則として巡回健診を中心に実施いたします。諸事情により巡回健診を利用できない場合、施設健診を利用ください。

一方、地方における簡易生活習慣病健診は、施設健診（東振協指定健診機関）にて実施します。

②生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診

首都圏・地方ともに生活習慣病・婦人生活習慣病健診は施設健診を中心に実施します。

③人間ドック

首都圏・地方ともに人間ドックは施設健診でのみ実施します。

④特定健診

首都圏・地方ともに特定健診は施設健診でのみ実施します。

※令和5年度に実施する特定健診の詳細は、別途ご案内いたします。

（2）健保会館（実施日限定）

健保会館3階 健康管理室において、簡易生活習慣病健診および生活（婦人生活）習慣病健診を実施します。詳細については、令和5年2月に送付いたしました、「令和5年度 簡易生活習慣病健診の実施について（首都圏巡回健診・健保会館）」をご参照ください。

受診日は以下（表1）の実施日時から実施健診機関において調整し、決定次第ご案内いたします。ご希望日の要望に添えない場合もありご迷惑をお掛けいたしますが、あらかじめご了承ください。

場 所：倉庫健保会館3階 健康管理室

所在地：東京都江東区富岡2-11-12

電 話：03（3642）8436

最寄駅：東京メトロ東西線「門前仲町駅」・「木場駅」より徒歩6分

都営地下鉄大江戸線「門前仲町駅」より徒歩8分

〔表1〕健保会館健診実施日

健診種別	実施日時
簡易生活習慣病健診	6月 7日（水）※女性限定
生活習慣病健診	8日（木）
婦人生活習慣病健診	21日（水）
	22日（木）
	計4日間
	午前9時00分～ 11時30分受付

(3) 巡回健診

健診車をお勤めの事業場へ派遣して実施します。首都圏・地方ともに、所在地や人数により巡回健診が実施できない場合がありますので、あらかじめご了承ください。詳細については、令和5年2月に送付いたしました、「令和5年度 簡易生活習慣病健診の実施について（首都圏巡回健診・健保会館）」をご参照ください。

① 簡易生活習慣病健診

令和5年2月にご案内しましたとおり、首都圏における簡易生活習慣病健診は、巡回健診を中心に実施することとし、東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県・茨城県南部に所在する事業場へ健診車を派遣します。

一方、地方で巡回健診を実施する場合、組合が指定する最寄りの東振協指定健診機関に委託することとなりますが、受診人数等の条件については健診機関によって対応が異なりますので、直接医療機関とご相談ください。

② 生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診

生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診は首都圏・地方ともに施設健診が原則ですが、1事業場にまとまった受診者がいる場合は巡回健診の実施も可能です。

但し、検査項目が多い分、受診に要する時間もかかり、胸部X線検査に加え、胃部X線検査も実施可能な大型健診車を使用することとなるため、大型車の駐車スペースを確保する必要があります。

(4) 会場健診

東振協と契約する健診機関が、公民館や市民ホールといった公的施設に健診車を派遣し実施します。

会場健診につきましては、確定次第、別途ご案内いたします。

※春と秋に実施する会場別婦人生活習慣病健診の各会場の健診日程は申し込みの時点では未定です。受診日の選択は出来ませんのでご了承ください。

[表2]

健診種別	対象者	実施方法	実施時期	実施地域	
				首都圏	地方
簡易生活習慣病健診	全年齢	施設健診	通年	○	○
		健保会館	6月	○	—
		巡回健診	4月～未定 ※地方は通年	○	△
		会場健診	秋・冬	○	△
生活習慣病健診	35歳以上	施設健診	通年	○	○
		健保会館	6月	○	—
		巡回健診	通年	△	△
婦人生活習慣病健診	35歳以上女性	施設健診	通年	○	△
		健保会館	6月	○	—
		巡回健診	通年	△	△
		会場健診	春・秋	○	○
人間ドック	40歳以上	施設健診	通年	○	○
特定健診	40歳以上 (被扶養者のみ)	施設健診	通年	○	○

- ・△印は、一部の健診機関でのみ実施します
- ・実施方法等の詳細は、上記（１）～（４）をご参照ください

5. 40歳以上の年齢に達する方の健診実施時期について

【お願い】令和5年度中に40歳以上の年齢に達する方の健診実施時期について

健康保険組合などの医療保険者に対し法律では、“40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者にメタボリックシンドロームの概念を導入した「特定健康診査・特定保健指導」を実施すること”が義務化されています。

特定保健指導を効率的に実施する上では、特定健診を早期に終了させる必要があるため、組合では40歳以上の方につきましては**4月から9月末までの間に健診をご受診いただき、10月以降を特定保健指導の実施開始期間**とさせていただきます。

例年、対象実施期間以外に健診をご受診されている事業所及び受診者の方には、ご不便をおかけいたしますが、組合を取り巻く状況をご賢察いただき、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする健診事業が円滑に実施できるよう、ご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

6. 各健診の申し込み手続き・実施手順

各健診それぞれの申込手続き・実施手順は下記（１）～（４）の通りです。原則として、**被保険者・被扶養者共に、事業所を通じて**申込書を組合へ提出していただきます。被保険者と併せて被扶養者につきましても、円滑に受診できるようお取り計らいのほどお願いいたします。

申込書は組合ホームページより、様式をダウンロードできます。

『組合ホームページ <https://www.sokokenpo.or.jp>』

【当組合トップページ → 申請書一覧 → 7. 健診に関する書式】

（１）施設健診（簡易・生活・婦人生活習慣病健診）

①健診機関への予約・日程調整

組合ホームページの「実施健診機関一覧表（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）」の中から受診する健診機関を選び、予約を行ってください。また、予約の際は必ず「倉庫業健康保険組合の加入者」であることをお伝えください。生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診をご受診の方は、選択可能な検査項目についてご希望の検査方法をお伝えください。（上記「2. 検査項目」参照）

受診する健診機関を変更する場合、必ず先に予約していた健診機関をキャンセルしてから、ご希望の健診機関へ予約手続きを行い、再度組合に申込書を提出してください。

②申込書の作成・提出

健診の予約が確定した後、各事業所において健診機関ごとに、当組合ホームページから申込様式②-1「健診（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）申込総括書」、申込様式②-2・3・4「申込者名簿」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、組合にご提出ください（FAX不可）。また、申込様式②-2・3・4「申込者名簿」には**必ず予約日、選択可能な検査項目についてご予約した検査方法をご記入ください。**

※申込書を組合に提出せずに健診を受診された場合、全額自己負担となりますので、必ず受診前にご提出ください。

③受診資料の発送

健診機関により異なりますが、おおむね受診日の2週間前までに、健診機関より質問票や検査容器等の受診資料が届きます。送付先は原則「申込様式②-1 申込総括書」に記載された事業場所在地ですが、ご自宅への送付を希望する場合は予約時に健診機関にお伝えいただくか、「申込様式②-1 申込総括書」の「受診資料（問診表等）の送付先」の欄に自宅住所をご記入ください。

受診日の2週間前をすぎても受診資料が届かない場合は、予約した健診機関に直接お問合せください。

また、簡易生活習慣病健診につきましては、受診資料の送付を行わない健診機関もございますので予約の際にご確認ください。

④負担金の支払い

健診機関へお支払いいただく負担金は、原則として受診日当日に受診者本人が個々にお支払いいただきますが、健診機関によっては後日まとめて事業所へ請求することも可能ですので、希望される場合は直接健診機関にご相談ください。

(2) 健保会館

①申込書の作成

・簡易生活習慣病健診を受診する場合

既にご案内しておりますが当組合ホームページの申込書様式①-1「簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）申込総括書」、申込書様式①-2「簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保会館）受診者名簿」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、組合にご提出ください。

・生活習慣病健診・婦人生活習慣病健診を受診する場合

当組合ホームページの申込様式②-1「健診（簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病）申込総括書」、申込様式②-3・4「申込者名簿」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、組合にご提出ください。

申込期限：令和5年5月8日（FAX不可）

②実施日の決定・受診資料の発送

おおむね2週間前までに、健診機関より実施日のご案内、質問票や検査容器等の受診資料が届きます。速やかに受診者へお配りください。万が一、受診日の2週間前をすぎても受診資料が届かない場合は、組合にお問合せください。

③負担金の支払い

健診機関より後日まとめて事業所あてにご請求いたしますので、指定の方法により、期日までにお支払いください。

(3) 巡回健診

①申込書の作成

・首都圏簡易生活習慣病健診（巡回健診）を受診する場合

当組合ホームページの申込書様式①-1「簡易生活習慣病健診（首都圏巡回健診・健保

会館) 申込総括書」、申込書様式①-2「簡易生活習慣病健診(首都圏巡回健診・健保会館) 受診者名簿」をダウンロードし、必要事項を記入して組合にご提出ください。(2月にご案内しました、「簡易生活習慣病健の実施について(首都圏巡回健診・健保会館)」のとおり)

・首都圏以外の東振協指定機関にて巡回健診を実施する場合

医療機関と調整後、当組合ホームページから申込様式②-1「健診(簡易生活習慣病・生活習慣病・婦人生活習慣病) 申込総括書」、申込様式②-2・3・4「申込者名簿」をダウンロードし必要事項を記入のうえ組合にご提出ください。

※受診人数等の条件については健診機関によって対応が異なりますのでご確認ください

②受診資料の発送

おおむね受診日の2週間前までに、健診機関より質問票や検査容器等の受診資料が届きます。速やかに受診者へお配りください。万が一、受診日の2週間前をすぎても受診資料が届かない場合は、組合にお問合せください。

③負担金の支払い

医療機関より後日まとめて事業所あてにご請求いたしますので、指定の方法により、期日までにお支払いください。

(4) 人間ドック

①健診機関への予約・日程調整

受診者ご本人(または事業所担当者)が直接健診機関へ予約手続きを行なっていただけます。組合ホームページ「実施健診機関一覧表(人間ドック)」の中から選んでいただいた健診機関に直接ご連絡ください。その際、「倉庫業健康保険組合の加入者」であることを伝え、受診の予約を行ってください。実施決定後の日程変更・キャンセル等につきましては、実施健診機関へ直接ご連絡ください。

③申込書の作成・提出

当組合ホームページから申込書様式⑥-1「人間ドック受診申込書」をダウンロードし、必要事項をご記入のうえ、組合へご提出ください。

※申込書は原本をご提出ください(FAX不可)

※申込書を組合に提出せずに人間ドックを受診された場合は、全額自己負担とさせていただきますので、ご注意ください

③利用連絡票の発行(健保連指定健診機関のみ)

健保連指定健診機関で人間ドックを受診される方には、申込書に基づき、組合より利用連絡票を発行します。利用連絡票は事業所へお送りしますので、受診日前日までに受診者にお配りください。なお、「利用連絡票」は受診日当日健診機関窓口へご提出いただくようご周知ください。

また、東振協契約健診機関及び独自契約健診機関で人間ドックを受診される方には利用連絡票は発行いたしませんので、ご承知おきください

④受診資料の送付

受診日の2週間前までに実施健診機関より、質問票や検査容器等の受診資料を受診者

のご自宅へ送付します。

※受診資料は実施健診機関により様式が異なります。

⑤負担金の支払い

負担金の取扱いにつきましては、人間ドックの全ての健診機関において、原則として受診日当日に健診機関の窓口にて、受診者個々にお支払いいただくことといたします。

なお、健診機関によっては後日まとめて事業所へ請求することも可能ですので、希望する場合は、健診機関に直接ご相談ください。

7. 健診結果の発行

健診結果は、健診種別・受診した医療機関毎に東振協、健保組合、医療機関のいずれかから送付いたします(表3参照)。お手元に届くまでに、1ヵ月以上かかりますので、ご承知おきください。

事業主控えにつきましては「健康診査および保健指導等の共同推進に関する覚書」の締結により、一般社団法人東京都総合組合保健施設振興協会(東振協)および健保組合より送付いたします。個人情報保護の見地からその取り扱いには十分ご配慮ください。

[表3]

健診種別		個人結果	事業主控え
簡易生活習慣病健診 生活習慣病健診 婦人生活習慣病健診	被保険者	東振協及び実施医療機関から 事業所宛 に送付	東振協及び健保組合から 事業所宛に送付
	被扶養者	東振協及び実施医療機関から 自宅宛に送付	—
特定健診	被保険者	—	—
	被扶養者	東振協及び実施医療機関から 自宅宛に送付	—
人間ドック	被保険者	東振協及び実施医療機関から	健保組合から事業所宛に送付
	被扶養者	自宅宛 に送付	—

8. 組合が実施する健診の利用が困難な場合(地方補助金の申請)

所在地等の都合により、組合が指定する健診機関等での実施が困難な場合に限り、最寄りの医療機関等において独自に健診を実施していただき、実施後に所定の補助金を支給いたします。申請手順は下記のとおりです。

※原則として1都3県(東京・千葉・埼玉・神奈川)の事業場(支店・営業所)については、組合が指定する実施健診機関が多いため、補助金支給はできません。また、地方の事業場においても、組合が指定する健診機関等での健診実施が可能と判断される場合は補助金を支給いたしません。

(1) 実施計画の申請

当組合ホームページから申込書様式④-1「地方(補助金)健診実施申請書」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、**健診実施前**に組合へご提出ください。

組合が実施する健診を受診可能な場合や、検査項目が著しく不足している場合は、補助金支給を前提とした健診と認められない場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

(2) 健診実施

実施計画申請書に記載した最寄りの健診機関にて実施してください。

(3) 補助金請求

当組合ホームページから申込書様式④-2「地方健診補助金支給申請書」ならびに申込書様式④-3「地方健診補助金（受診者・対象者）名簿」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記の必要書類を添付して組合にご提出ください。

必要添付書類

①請求書（写）

- ・請求書とは別に個人名が記載された内訳書がある場合はそちらも添付してください。

②領収書（写）

③健診結果報告書（写）

- ・健診データと判定（または医師の診断）、医師名が全て記載されているもの。
- ・XMLデータでのご提出が可能な場合は健診結果と併せてご提出いただきますようお願いいたします。

④健診質問票（写）（40歳以上の方のみ）

- ・健診結果の中に健診質問票（写）が無い場合は、申込書様式④-4「健康質問票」へ記入し、添付してください。

※40歳以上の方については、特定健康診査で定められた質問票（22項目）への回答、並びに以下の検査項目を満たしていない場合、補助金は支給いたしません。

特定健康診査で定められる検査項目

- 身体測定（身長、体重、腹囲、BMI）
- 血圧測定
- 血液検査（GOT、GPT、 γ -GTP、中性脂肪、HDLコレステロール、LDLコレステロール、空腹時血糖またはHbA1c）
- 尿検査（尿糖、尿蛋白）
- 質問票（法定22項目・既往歴、自覚症状、他覚症状、喫煙習慣等）

(4) 補助金の算出方法・限度額

健診料金から各健診種別の一部負担金（別紙資料第1-2参照）を減じた額を補助金として支給いたします。ただし、健診機関によっては健診料金が割高となる場合もあり、その場合「補助限度額（表4）」を超えた差額は受診者（事業主）が負担することとなりますのであらかじめご承知おきください。

また、組合が実施する健診の検査項目以外の検査（腫瘍マーカー等）を実施した場合、健診料金からその項目の検査料金を差し引いた金額で算出いたしますのでご了承ください。

[表4] 令和5年度補助限度額

健診種別	補助限度額
簡易生活習慣病健診	5,100円
健診種別	補助限度額
生活習慣病健診	13,000円
婦人生活習慣病健診	19,500円

※人間ドックの補助金の支給は行っておりません

算出例

例1) 35歳未満の方が、簡易生活習慣病健診として7,600円の健診を受診した場合

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(健診料金)} & \text{(一部負担金)} & \text{(補助限度額)} \\
 7,600 \text{円} - 3,000 \text{円} & = & \underline{4,600 \text{円}} < 5,100 \text{円} \\
 \Rightarrow & & \text{支給額 } \underline{4,600 \text{円}}
 \end{array}$$

健診料金から一部負担金を減じた額が補助限度額より少ないため、4,600円を補助金として支給。

例2) 35歳以上の方が、生活習慣病健診として20,000円の健診を受診した場合

$$\begin{array}{rcl}
 \text{(健診料金)} & \text{(一部負担金)} & \text{(補助限度額)} \\
 20,000 \text{円} - 5,000 \text{円} & = & 15,000 \text{円} > \underline{13,000 \text{円}} \\
 \Rightarrow & & \text{支給額 } \underline{13,000 \text{円}}
 \end{array}$$

健診料金から一部負担金を減じた額が補助限度額を超えるため、補助限度額13,000円を支給。

(5) 補助金の支給

申込書様式④-2「地方健診補助金支給申請書」に記載された銀行口座にお振り込みいたします。

9. 事業所の都合により事業所独自に健診を実施する場合

組合における特定健康診査の実施率向上を図るため、独自に実施された健診のうち、40歳以上の被保険者の健診結果を組合へ提出いただいた場合、当該健診結果の提出に係る「事務手数料」を支給します。

(1) 支給対象者

40歳以上の被保険者

※特定健康診査の検査項目(質問票含む)を全てご提供いただける場合のみ支給します。
(特定健康診査の検査項目は、上記「8. 組合が実施する健診の利用が困難な場合(地方

のみ)」をご参照ください。

(2) 事務手数料の支給額

800円／1人（定額）

※健診結果をご提出いただく際のコピーや郵送等に係る手数料として支給します。

(3) 事務手数料の支給手順

①健診結果・申請書の提出

当組合ホームページから申込書様式⑤-1「特定健康診査の検査結果提供に係る事務手数料支給申請書」ならびに申込書様式⑤-2「健診結果提出者名簿」をダウンロードし、必要事項を記入のうえ、下記の必要書類を添付して組合にご提出ください。

必要書類

ア. 健診質問票（写）

※ 健診質問票（写）が無い場合は、申込書様式④-4「健康質問票」を添付してください。

イ. 健診結果報告書（写）

※ 健診質問票並びに健診結果については、記載内容全てご提出いただいても構いませんが、特定健康診査で定められていない項目については、個人情報の第三者提供になりますので、余分な項目をマジック等で消してご提出されても構いません。

※ 健診結果について、実施健診機関より電子データ（厚生労働省が定める電子的標準様式）を受領できる場合は、CDでご提出いただいても構いません。

②事務手数料の支給

申込書様式⑤-1「特定健康診査の検査結果提供に係る事務手数料支給申請書」に記載された銀行口座にお振り込みいたします。

10. 特定健康診査・特定保健指導の実施について

近年、高齢化の急速な発展による医療費の増大や、死因の多くを生活習慣病が占めていることなどを踏まえ、法律では健康保険組合などの医療保険者に対し、40歳以上75歳未満の被保険者・被扶養者に「特定健康診査・特定保健指導」を実施することが義務化されております。

「特定健康診査」とは、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した健診であり、メタボリックシンドローム該当者・予備群とみなされた方を対象に、保健師等の専門スタッフによる「特定保健指導」を実施いたします。

組合を取り巻く状況をご賢察いただき、特定健康診査・特定保健指導をはじめとする健診事業が円滑に実施できるようご理解とご協力の程お願いいたします。

(1) 組合の対応

①特定健康診査

組合では従来から、皆さんの健康の保持・増進のため、法律で義務付けられた「特定健康診査」の検査項目と同等、もしくはそれ以上の項目を含む独自の健診を行っています。そのため、40歳以上の被保険者・被扶養者の方が組合の健診を受診した際は、全て特定健康診査とみなします。

②特定保健指導

特定健康診査の検査結果に応じて、メタボリックシンドローム該当者・予備群の方を対象に、「動機付け支援」・「積極的支援」・「動機づけ支援相当」といった保健指導レベルのグループ分けを行い、該当者に選定された方には、「特定保健指導」のご案内を事業所宛にお送りいたします。詳細につきましては、別途ご案内いたします。

(2) 健診受診日当日に特定保健指導を実施できる医療機関について

鷹谷健診センター・新宿健診プラザ・総合健診センターヘルチェック全11施設
(※)で生活習慣病健診(簡易・婦人健診含む)及び人間ドックを受診し、特定保健指導の対象と判定された方につきましては、健診受診日当日に、特定保健指導の初回面談を実施させていただきますので、ご受診者への周知方よろしくお願いいたします。

なお、特定保健指導の費用は組合が全額負担するため、受診者及び事業主の費用負担はありません。

※日本橋ヘルチェック、新宿西口センター、レディース新宿、池袋ヘルチェック、横浜西口センター・横浜東口センター、レディース横浜、ファーストプレイス横浜、横浜ゲートタワー、川崎ヘルチェック、大宮センター 以上の11施設を指します

1.1. 個人情報の取り扱いについて

組合では、被保険者・被扶養者のみなさんの個人情報を扱っています。組合の扱う個人情報は、氏名・年齢にとどまらず、医療機関の受診記録や健診結果などの医療情報が含まれており、被保険者・被扶養者にとっては極めて重要な個人情報であるため、特に適正な取り扱いが求められます。

今までもこうした個人情報は慎重に扱ってまいりましたが、個人情報保護法の全面施行を機に、指針にのっとり安全に十分配慮し、適切に管理してまいります。

(健康保険組合が保有する個人情報の利用目的の公表について)

個人情報保護法においては、原則として個人情報を第三者に提供する場合、本人の同意が必要となりますが、特定の者との共同利用については共同利用される個人情報の項目、共同利用の目的、管理責任者名について本人が知り得る状態にあるときは、当該共同利用者は第三者提供にはあたらないこととなっています。

当組合では、個人情報の利用目的の公表を、当組合事務所への掲示、ホームページ及び機関紙等への掲載をもって行うこととしています。

なお、原則として「当組合が保有する個人情報及び利用目的の公表」のとおり定める以外に、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に個人データは提供いたしません。

(個人情報の共同利用)

当組合では、健診事業について、組合加入事業所との「健康診査および保健指導等の共同推進に関する覚書」に基づき共同実施し、健診データ等を共同利用しています。共同利用している加入事業所について組合ホームページにて公表しております。

1.2. 添付資料等

(1) 別紙資料第1-1「健診検査項目比較表」

別紙資料第1-2「健診一部負担金額一覧表」

(2) 各申込書等

申込書の記載事項についてパソコンによる入力（エクセル）を希望される場合は、組合ホームページより、様式をダウンロードできます。

『組合ホームページ <https://www.sokokenpo.or.jp> 』

【①当組合トップページ → ②申請書一覧 → ③7. 健診に関する書式】

①当組合トップページ



②申請書一覧



③健診に関する書式

7.健診に関する書式

一般被保険者およびその被扶養者

区分	書式	記入例
様式①-1.2.3	 「簡易生活習慣病健診（巡回・健保会館）申込書」	 記入例
様式①-4	 「会場別簡易生活習慣病健診申込書」	 記入例
様式②-1.2.3.4	 「健診申込書（事業所用）」	 記入例
様式④-1.2.3.4	 「地方健診（補助金）支給申請書」	 記入例
様式⑤-1.2.3	 「事務処理手数料支給申請書」	 記入例
様式⑥-1	 「人間ドック受診申込書（事業所用）」	 記入例
様式⑦-1	 「会場別婦人生活習慣病健診申込書（事業所用）」	 記入例
様式⑧-1	 「特定健診申込書（事業所用）」	 記入例

(3) 令和5年度「各種健診受診要領」

1.3. お問い合わせ

健診に関してご不明な点があれば、組合 保健事業課までご連絡ください。

保健事業課 電話: 03 (3642) 8436

Eメール: health@sokokenpo.or.jp